高周波利用設備制度改正のお知らせ

令和8年11月2日、高周波利用設備の制度改正が行われ、設備区分や技術基準等が変更となりました。

1. 設備区分の変更

「医療用設備」、「工業用加熱設備」及び「各種設備」の区分を廃止し、「通信設備以外の設備」にまとめます。

2. 試験場測定機器の型式指定の対象追加

試験場で測定した高周波利用設備（ワイヤレス電力伝送装置を除く）について、型式指定の対象とします。

型式指定を受けた設備は、設置場所毎に設置者が申請して得ていた個別の許可が不要となります。

3. 個別許可、超音波装置（型式指定）及び電子レンジ（型式確認）の技術基準の変更

国際規格に合わせ、有線通信端子の妨害波許容値、6面電波暗室での放射妨害波測定、1GHz以上の放射妨害波測定等が追加されます。

（個別許可のうち医療用の設備及び高周波ウェルダー、超音波装置並びに電子レンジは、以降5年間に限り従来の基準を適用可能です。）

4. 型式指定の表示方法の緩和

見やすい箇所に直接表示をすることが困難または不合理な場合、設備に直接表示を付すのではなく、同梱される取扱説明書等に付す方法や、設備が組み込まれる機器の映像面に表示する方法を認めます。

（「見やすい箇所に直接表示をすることが困難または不合理な場合」の具体例は、電波利用ポータルのQ&Aを参照してください。）

申請書等の様式が変更となりますので、電波利用ポータル、最寄りの総合通信局等のHP又はe-Gov電子申請に掲載されている様式をご利用ください。

【電波利用ポータル　高周波利用設備の概要】
https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/highfre/index.htm

【e-Gov電子申請】 https://shinsei.e-gov.go.jp/

○ご不明点は最寄りの総合通信局へお問い合わせください。

【総合通信局等の管轄地域と所在地】
（https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/other/commtabl/）